

## どこに取り付けるの？

火災予防条例では、煙式警報器を**寝室**（主寝室の他、子供部屋などの就寝の用に供する部屋）や**階段**などに取り付けることとなっており、具体的には次のように定められています。

### 平屋建住宅の設置例

**寝室**（就寝の用に供する部屋）に設置します。



 は  
住宅用火災警報器

### 2階建住宅の設置例

①寝室が1階のみの場合  
1階の**寝室**に設置します。



②寝室が2階にある場合  
各**寝室**の他に、2階の**階段**に設置します。



### 3階建住宅の設置例

①寝室が1階のみの場合  
1階の**寝室**と3階の**階段**に  
設置します。



②寝室が1階と3階にある場合  
1階と3階の**寝室**と1階と  
3階の**階段**に設置します。



③寝室が各階にある場合  
各階の**寝室**と2階と3階の  
**階段**に設置します。



### 1つの階に7㎡(約4畳半)以上の居室が5以上存する住宅の設置例



1つの階(例図1階)に居室(7㎡以上の寝室以外の部屋)が5以上ある場合は、**廊下**にも設置します。